別紙－１０

契約書（案）

支出負担行為担当官栃木労働局総務部長　○○　○○　他３名（以下「甲」という。）と○○○○○○○　○○　○○（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

記

契約件名　令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎で使用する電力供給契約

契約金額	契約電力基本料金単価	円／キロワット・月
	電力量料金単価　その他季	円／キロワット時
	夏　　季	円／キロワット時

（いずれも消費税額及び地方消費税額を含む）

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める標準供給条件によるものとする。

なお、この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は乙の負担とする。

契約保証金　免 除

（信義誠実の原則）

第１条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の目的・責務、及び危険負担）

第２条 乙は別添仕様書に基づき業務を行うものとする。

２　天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（履行場所及び期間）

第３条 この契約の履行場所及び期間は次のとおりとする。

場　　所　　宇都宮第２地方合同庁舎
　　栃木県宇都宮市明保野町１番４号

期　　間　　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（事情変更）

第４条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不適当となったと認められる場合には、協議をしてこの契約を変更することができる。

2　前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

（使用電力量の増減）

第５条　甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力及びその変更）

第６条 各月の契約電力（常時電力）は、次の各号に該当する場合を除き、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（１）契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む１月の増加した日以降の期間の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

（２）契約受電設備を減少する場合等で、１年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなとき。

2 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は、契約電力（常時電力）を甲乙協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力（常時電力）は第１項により定めることとする。

（検査及び監督）

第７条 計量日は原則として毎月１日の０時００分とし、乙は一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として電磁的方法により甲へ通知し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

3 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（料金の算定期間）

第８条　料金の算定期間は、前月の計量日（電気供給開始時には電気供給開始の日とする。）から当月の計量日の前日までの期間とする。

（料金の請求及び支払）

第９条 乙は第７条に定めた検査終了後、契約電力（常時電力）に契約金額（契約電力基本料金単価）を乗じて得た金額（乙の定める電気需給約款（高圧）により力率割引・割増を行う。）に、当該月における使用電力量に契約金額（電力量料金単価）および乙の電気需給約款（高圧）に定める燃料費調整単価を乗じて得た金額を加算した額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）を算出し、「電気料金のお知らせ」として甲に速やかに通知する。

2 乙は、別紙「印鑑登録及び銀行振込届出書」を事前に提出し、印鑑及び振込先を登録する。

3 甲は第１項に基づき、宇都宮第２地方合同庁舎入居官庁の分担率に応じた「電気料金内訳表」を作成し乙に速やかに通知する。

4 乙は、第３項の「電気料金内訳表」に基づき分割し、１月ごとに甲に請求するものとする。

５　甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から３０日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第１０条　甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第１１条　甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。乙は契約を解除した月から契約期間満了までに係る入札時に予定した予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約を解除した月から契約期間満了までに係る契約電力（常時電力）に契約金額（契約電力基本料金単価）を乗じて得た額の合算額の１００分の１０に相当する金額を、違約金として甲の請求に基づき甲が指定する期間内に国庫に納付しなければならない。

（１）天災その他不可抗力の原因によらない、乙の責に帰する事由により、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（３）本契約の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務の執行を妨げ、又は詐欺その他不正な行為があったとき。

（４）第２６条の規定に違反したとき。

３　甲は、乙について民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（損害賠償）

第１２条　乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、この契約の履行に着手後、前条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１３条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除

措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（３）競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

（４）乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（５）　第３項の規定による報告を行わなかったとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

３　乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１４条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約期間開始から契約期間満了までに係る入札時に予定した予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約期間開始から契約期間満了までに係る契約電力（常時電力）に契約金額（契約電力基本料金単価）を乗じて得た額の合算額の１００分の１０に相当する金額を、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。

２ 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第１５条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第１６条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２ 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第１７条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第１８条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第１９条 乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２ 乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に

契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第２０条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第２１条 甲は、第１１条第２項、同条第３項、第１７条、第１８条、第２０条第２項、及び第２４条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 乙は、甲が第１１条第２項、同条第３項、第１７条、第１８条、第２０条第２項、及び第２４条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第２２条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第２３条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第２４条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１） 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２） 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３） 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２ 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第２５条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき契約期間開始から契約期間満了までに係る入札時に予定した予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約期間開始から契約期間満了までに係る契約電力（常時電力）に契約金額（契約電力基本料金単価）を乗じて得た額の合算額の１００分の１０に相当する金額を、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２ 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（秘密の保持）

第２６条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第２７条 甲は、第７条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（１） 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

（２） 直ちに代金の減額を行うこと

２ 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

３ 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第２８条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、乙の定める電気需給約款によるほか、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

２ 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第２９条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第１０条、第１１条第２項、第１２条、第１３条、第１５条、第１９条、第２１条、第２５条、第２６条、第２７条、第２８条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　栃木県宇都宮市明保野町１番４号
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　　○○　○○　　㊞

栃木県宇都宮市桜５丁目１番１３号
分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部長　　○○　○○　　㊞

埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　　○○　○○　　㊞

東京都清瀬市中清戸３丁目２３５番地
支出負担行為担当官
東京管区気象台長　　○○　○○　　㊞

乙　　○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○
○○○○○　　○○　○○　　㊞

印鑑登録及び銀行振込届出書

令和　　年　　月　　日

栃木労働局長　殿

住所 ・ 社名 ・ 代表者名	社　印	代表者印

1．上記の印鑑を契約書・請求書に使用することを届け出ます。

2．甲と乙により締結した契約履行に伴い発生する乙に対する契約金額の支払は、下記の銀行口座とします。

金融機関	銀行 金庫 ゆうちょ銀行	本店 支店 出張所
口座種別	1．当座　　2．普通	
口座番号 （右詰めで記入）		
口座番号 （ゆうちょ銀行）	記号	
	番号	
口座名義	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	

※ 該当する事項を○で囲んでください。